

●香川県告示第154号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定するので、同法第11条第3項の規定において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年5月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 形質変更時要届出区域

香川県丸亀市富士見町三丁目998番1の一部、1057番2の一部、1064番の一部、1065番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物